

「認カフェまるまる」のご案内(予約不要)

認知症の方やそのご家族、地域にお住まいの方々や、専門スタッフ等が集まり、気軽にお話ができるカフェを下記のとおり開催します。

認知症や認知症予防、介護等についてご関心のある方はぜひお立ち寄りください。

場 所 コミュニティスペース咲楽や(大洗町磯浜町 554)
☎ 267-7610

期 日 毎月第3木曜日 14:00～15:00

4月20日(木)、5月18日(木)、

6月15日(木)、7月20日(木)

※飲食費は自己負担となります。

※都合により日程が変更・中止となる場合もあります。

問 合 せ 福祉課 高齢者支援係(内線 153)

下水道への接続はお済みですか？

下水道は、各家庭や工場から排出された水をきれいに処理することで、皆さんの身近な河川や海の水質を保全し、生活環境をよくする重要な施設です。

しかし、下水道が整備されても各家庭のトイレ、雑排水(風呂、台所、洗濯等の排水)を下水道に流すための接続工事(排水設備工事)がされないと、下水道本来の役割を果たしません。

すでに下水道が使える区域のご家庭でも、まだ接続が済んでいない場合は、1日も早い接続工事をお願いします。

問 合 せ 上下水道課 下水道係(内線 323)

全国健康保険協会(協会けんぽ) 加入者の皆様へ

■ご家族が扶養から外れたら手続きが必要です

健康保険では、ご家族が被扶養者の条件を満たさなくなった場合、被保険者(お勤めされているご本人)の会社を通して被扶養者から外す手続きを行ってください。保険証も速やかに会社にご返却をお願いします。

被扶養者の条件を満たさなくなった場合とは、就職したときや別の扶養家族になったとき、75歳以上になったとき、年間収入が130万円(60歳以上は180万円)以上になったときなどです。

問 合 せ 協会けんぽ茨城支部 業務グループ

☎ 303-1582

■交通事故などで保険証を使う場合は手続きが必要です

交通事故や不当な暴力によるケガなど他人(第三者)の行為によって負傷したときに保険証を使って治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要です。示談をするときは、事前に協会けんぽ茨城支部までご相談ください。示談内容によっては、治療費が全額自己負担となる可能性があります。詳しくは協会けんぽホームページをご覧になるか、協会けんぽ茨城支部にお問合せください。

また、仕事や通勤中にケガをした場合は労災保険の対象となるため、保険証は使用できません。労災保険に該当するか判断が難しい場合は、お勤め先を管轄とする労働基準監督署にご相談ください。

問 合 せ 協会けんぽ茨城支部 レセプトグループ

☎ 303-1583

狂犬病予防注射と犬の登録受付日程

狂犬病予防法では、犬を飼い始めたら「犬の登録」を、飼い犬が生後3ヶ月を過ぎたら年1回の「狂犬病予防注射」を受けることが義務付けられています。

町では下記の日程により「犬の登録受付」および「狂犬病予防注射」を実施しますので、都合の良い会場にお越しください。

なお、「狂犬病予防注射」は、動物病院でも受けることができます。動物病院で受けた場合は、注射済証明証と手数料550円を生活環境課までお持ちください。

料 金/ 予防注射 3,000円

注射済証交付手数料 550円

1頭あたり合計 3,550円 (登録をしていない場合、別途登録料3,000円がかかります。)

日 程	期 日	時 間	場 所	期 日	時 間	場 所
5月10日 (水)		9:00～9:15	祝町・旧亀屋商店前	5月11日 (木)	9:00～9:10	松川・岡野肥料店前
		9:25～9:55	幕末と明治の博物館前		9:20～9:30	松川集落センター前
		10:05～10:15	大洗磯前神社大鳥居前		9:40～9:50	神山集落センター前
		10:25～10:35	漁村広場公園駐車場		10:00～10:20	農業会館前
		10:45～11:00	二丁目・千手観音堂前		10:30～10:40	角一集会所前
		11:10～11:20	西福寺前		10:50～11:00	船渡集会所前
		11:30～11:40	大洗和銅駐車場		11:10～11:25	大貫集会所前
		13:10～13:20	髭釜・道祖神社		13:10～13:30	五反田集会所前
		13:30～13:40	永町会館前		13:40～14:00	堀割集会所前
		13:50～14:10	ゆっくら健康館東側駐車場		14:10～14:20	桜道児童公園(南荘前)
		14:20～14:30	教育センター前		14:30～14:50	大洗駅前
	期 日	時 間	場 所			
	5月14日(日)	9:00～10:00	大洗町役場前			

問 合 せ/生活環境課(内線 243～245)

協会けんぽでは、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の健康に対する取り組みが2年後の健康保険料率に反映される「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しています。
皆さんの健康診断受診、特定保健指導実施、ジェネリック医薬品使用などの取り組みが茨城支部の健康保険料率に反映されます。